公共公益施設の整備・管理に関する協定を活用した容積率緩和等について

国土交通省

資料4

令和８年５月20日に成立した改正都市再生特別措置法で創設した協定制度（都市再生整備等協定、立地適正化施設整備等協定）も活用しつつ、民間による緊急一時避難施設の整備・運営を公共貢献として積極的に評価し、容積率緩和を行う取組を推進。

※協定制度については公布の日（令和８年５月27日）から６か月以内施行

【協定のスキーム】

自治体
（都市計画決定権者）

⇔ **協定の締結**

民間事業者
（開発事業者）

協定事項に従い
都市開発プロジェクトに係る
都市計画の案を作成

協定事項に従い
質の高い公共貢献を伴う事業を実施

【協定の内容】

○対象となる施設の内容、位置、規模
○協定施設の整備及び管理・運営に係る役割、方法、費用負担の概要
○当該施設を管理・運営する期間　等

※都市再生整備等協定は都市再生緊急整備地域内、
立地適正化施設整備等協定は居住誘導区域・
都市機能誘導区域内を対象

【協定の対象とインセンティブ措置】

公共公益施設：公共施設その他の公益的施設

公共施設：道路、公園、広場その他公共の用に供する施設




（例）道路、公園、広場等

その他の公益的施設：居住者等の共同の福祉又は利便のために必要な施設




（例）イノベーション拠点、MICE施設、防災備蓄倉庫等

緊急一時避難施設を
協定の対象とすることが可能

都市再生整備等協定に定められた一定の施設(防災備蓄倉庫等)は固定資産税等の軽減措置が適用可能

協定を担保措置として、民間による緊急一時避難施設の整備・運営を公共貢献として積極的に評価し、容積率緩和を行う取組を推進